

## 県内一斉エコ通勤推進月間実施要領

### 1 趣旨

地球環境保全に向け、地球温暖化防止に資する取組の一環として、佐賀県環境基本計画で示す温室効果ガス削減目標のうち運輸部門からの CO<sub>2</sub> 排出削減を目指し、県内一斉エコ通勤推進月間を実施します。

### 2 背景

佐賀県では、部門別温室効果ガス排出量のうち、運輸部門からの CO<sub>2</sub> 排出量が平成 25 年度から横ばいとなっており、さらなる削減への取組が急務となっています。中でも、運輸部門からの CO<sub>2</sub> 排出量のうち約 95% は自動車（ガソリン車およびディーゼル車）由来であり、県民一人一人が自動車からの CO<sub>2</sub> 排出削減に取り組む必要があります。

そこで、通勤時を対象として自動車から発生する CO<sub>2</sub> 排出量を削減する取組を実施し、一人一人の気づきに繋げることで、県内における自動車からの CO<sub>2</sub> 排出量の削減を目指します。

### 3 実施期間

令和 6 年 1 月 4 日（木）から 1 月 31 日（水）まで

### 4 対象

佐賀県内の事業所・部署

### 5 実施内容

エコ通勤推進月間中は、自家用車での通勤から、徒歩、自転車、公共交通機関の利用などに可能な範囲で、通勤手段を切り替えるものとします。やむを得ず自家用車で通勤する場合は、エコドライブやパーク&ライドなどにより自動車から排出される CO<sub>2</sub> の削減に向けた取組を行うものとします。

なお、優秀な取組を行った事業所等を表彰し公表します。

<エコ通勤とは>

- ・通勤手段を自家用車からエコな通勤手段に転換することです。
- ・健康増進、交通事故防止や公共交通利用促進等の効果もあります。

※自家用車を利用しないエコ通勤 例)・徒歩、自転車、公共交通機関  
・テレワーク

※自家用車を利用するエコ通勤 例)・パーク&ライド  
・エコドライブ  
・EVカー

## 6 参加方法

申込フォームまたは別添参加申込書(エクセルファイル)に必要な事項を御記入のうえ、お申し込みください。

なお、参加申込書でお申込の場合は、佐賀県「ストップ温暖化」県民運動推進会議事務局(10 問合せ先参照)あてメールまたはFAXで御提出ください。

なお、事業所単位、部署単位、いずれでの参加も可能です。

参加申込期限：令和6年1月19日(金)

## 7 実績報告

推進月間中の通勤状況を報告フォームまたは別添実績報告書(エクセルファイル)により報告してください。

実績報告書で報告する場合は、事務局(10 問合せ先参照)あてメールまたはFAXで御提出ください。

報告書提出期限：令和6年2月16日(金)

## 8 表彰

### (1) 佐賀県「ストップ温暖化」県民運動推進会議会長賞

(2事業所・部署を予定)

実施結果を集計し、参加者1人当たりのCO<sub>2</sub>削減量が多い事業所を表彰します。

表彰団体に対しては、推進会議の総会の中で表彰式を行い、表彰状及び記念品を授与します。

### (2) SAGATOCO 賞(1事業所・部署予定)

佐賀県公式ウォーキングアプリ「SAGATOCO」において企業登録されている参加事業所のうち、エコ通勤推進月間中において参加者1人当たりの歩

数が多い事業所を表彰します。

表彰団体に対しては、推進会議の総会の中で表彰式を行い、表彰状及び記念品を授与します。

＼佐賀県公式ウォーキングアプリ「SAGATOCO」ダウンロードはこちら／

<https://saga.karada.live/>



## 9 推進月間中の関連イベント

さがバスまるっとフリーDAY

令和6年1月の水・日曜日に佐賀県内のバス停で降車する場合にバスの運賃が無料となります。

＼詳細はこちら／

<https://aruko.saga.jp/2023/10/27/saga-bus-freeday-2024/>

## 10 問合せ先

佐賀県「ストップ温暖化」県民運動推進会議事務局

〒840-8570 佐賀市城内1丁目1-59 佐賀県環境課内

TEL 0952-25-7079 FAX 0952-25-7783

E-mail [kankyou@pref.saga.lg.jp](mailto:kankyou@pref.saga.lg.jp)

### 【佐賀県環境基本条例】

(県民の責務)

第7条 県民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

### 【佐賀県環境の保全と創造に関する条例（抜粋）】

(県民及び事業者の責務)

第5条 県民及び事業者は、環境の保全と創造のため、自主的かつ積極的な取組を推進するとともに、県及び市町が講ずる施策に協力するものとする。